

諸外国の建築基準の体系（基準の策定等）

資料12-1

国・地域		アメリカ	オーストラリア	カナダ	イギリス (イングランド&ウェールズ)
項目	建築基準の策定	<p>地方公共団体等を会員とした協会がモデルコードを作成している。 ※従来バラバラであったモデルコードを2000年にほぼ統一した。</p> <p>仕様基準: 州・市等がモデルコード(IBC)を一部改変し、又は独自に定めている。</p> <p>要求性能: 一部の州・市はモデルコード(ICCPC)を採用しているが、定めていない州・市が多い。</p>	<p>国及び州が共同で設立した機関がモデルコードを作成している。 ※モデルコードを1990年に作成した。</p> <p>仕様基準: 州がモデルコード(BCA)を一部改変し、定めている。</p> <p>要求性能: 州がモデルコード(BCA)をおおむね採用。</p>	<p>国立の研究機関のもとに設置された委員会がモデルコードを作成している。</p> <p>仕様基準: 州がモデルコード(MBCC)を一部改変し、定めている。</p> <p>要求性能: 州がモデルコード(MBCC)をおおむね採用。</p>	<p>国が要求性能及び仕様基準を公布している。</p> <p>仕様基準: 国が認めて公布したものが、共通的に適用されている。</p> <p>要求性能: 国が定めて公布し、適合を義務づけている。</p>
建築規制の実施	通常の許可・検査の申請先	<ul style="list-style-type: none"> ・州(市・群に権限委譲している場合あり。審査業務を民間委託している場合あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・州(市等に権限委譲している場合あり)、又は ・民間確認検査員(Private Building Certifier) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的にはコミュン市長 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、又は ・認定検査員(Approved Inspector)
	仕様基準によらない場合の手続(運用面の詳細について、今年度調査中)	<p>要求性能を定めている州・市は少ない。仕様基準に異なっても同等以上のものは認めることができる規定があり、州・市がそれぞれ運用している。</p> <p>多くの場合、建築行政部局が独自に若しくは第三者機関の認証を参照し、又は審議会の審査を経るなどして適合性を判断している。</p>	<p>下記のモデルコードの規定がおおむね採用されている。</p> <p><BCAの規定> 次のいずれか又はコンビネーションで、性能要求に適合していることを示す。</p> <p>(a) 材料、部品等の場合、適合していることの証拠を示す方法</p> <p>(b-1) BCAIに既定の検証法を用いる方法</p> <p>(b-2) 適切な権威者が認めた検証法を用いる方法</p> <p>(c) 仕様規定との比較</p> <p>(d) エキスパート・ジャッジメント</p>	<p>手続規定は各州が定めている。多くの場合、指定された第三者機関の認証を要求している。</p>	<p>仕様基準によらない方法(広い意味での性能設計)は、地方公共団体がそれぞれ運用している。</p>

(注1)本資料で仕様基準とは、性能規定化された建築基準の一部として定められている「適合みなし仕様」をいう。

(注2)本資料は、2011年7月時点までに収集された情報をもとに作成したものである。

【1976年】

ノルディック建築基準委員会 (NKB) 「NKBモデル」

北欧5カ国の建築規制当局で構成するノルディック建築基準委員会(NKB)が、1976年に「NKBモデル」を提起した(右図)。

NKBモデルは、建築規制により実現されるべき社会的な「目標」を達成するための方法を、定性的要件である「機能的要求事項」、定量的要件である「実際的要求事項」へと詳細化・具体化した上で、建築物に対しては「実際的要求事項」への適合を要求することを提示した。

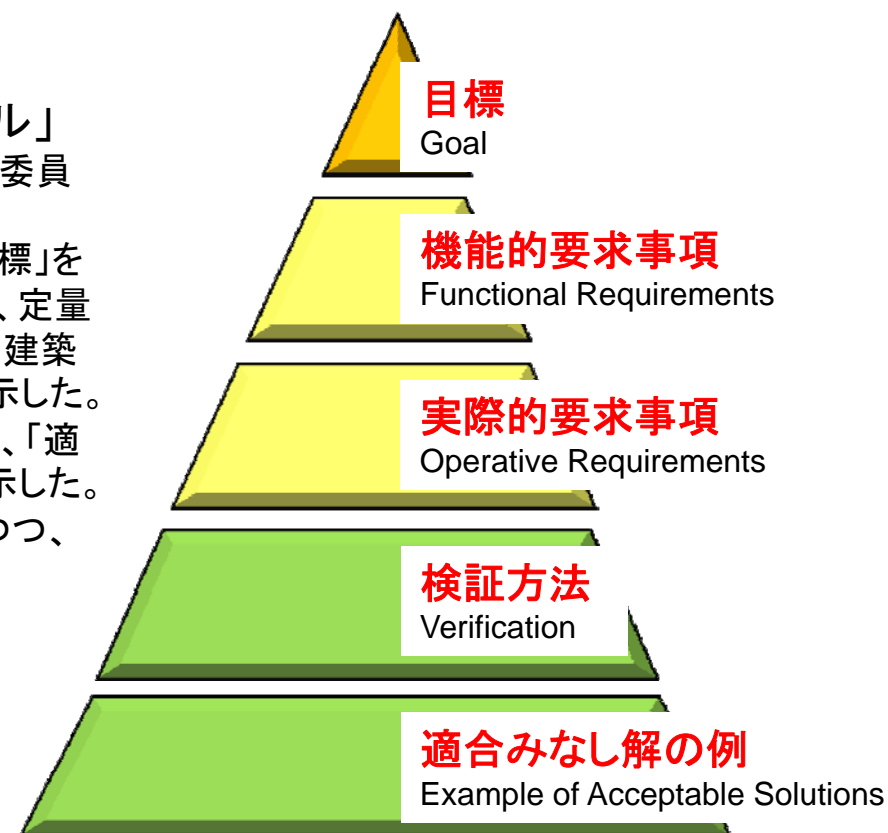
さらに、「実際的要求事項」に適合することの検証方法を示し、「適合みなし解の例」として従来の仕様規定を位置づけることを提示した。

その後、各国において性能規定化が検討され、改良を加えつつ、制度化されていった。

【1980年代～】

諸外国における建築規制の性能規定化

- ・ 1985年：英国（新法の施行）
- ・ 1992年：ニュージーランド（新法に基づく新基準の施行）
- ・ 1997年：ノルウェー（改正技術規則の施行）
- ・ 1996年：オーストラリア（性能化したモデルコードの発行）
- ・ 2001年：米国（性能モデルコードの発行）
- ・ 2005年：カナダ（性能化したモデルコードの発行）
- ・ 2006年：スペイン（新技術基準の施行）



NKBモデル

諸外国の建築基準の体系（技術的基準の体系）

資料12-3

国・地域 技術的基準の階層	アメリカ * 下記は、モデルコード （採用は少ない）	オーストラリア * 下記は、モデルコード （全国的に採用）	カナダ * 下記は、モデルコード （全国的に採用）	イギリス （イングランド&ウェールズ） * 下記は、国が定めた制度 （全国的に適用）
① 分野別の規制目的等 分野別に、規制の目的等を定性的に記述。許認可の通常業務で参照されるものではない。	目的規定 Objectives	目的規定 Objectives	目的規定 Objectives	要求事項 Requirements
	機能規定 Functional Statements	機能規定 Functional Statements	機能規定 Functional Statements	
② 分野別の性能的要求レベル 分野別に性能的な要求レベルを記述（ほとんどは定性的）。 各国は建築物に対しこの性能的要求レベルを満たすことを義務づけている。	性能要求 Performance Requirements	性能要求 Performance Requirements	<特徴> 仕様規定の各条文に対応する目的規定・機能規定を明示。代替解に対応して適用除外となる仕様規定の条文が容易に判断できる。	
③ 上記②を満たす方法 次の2つのルートを用意 仕様ルート（上段） 性能ルート（下段） 一部の仕様規定に関し、関連する上記②を満たすことを直接的に確認し、当該仕様規定を適用除外とする方法	Design Solutions あらかじめ記述されている要求事項 Prescriptive Requirements （性能ルートで） 許容される方法 Acceptable Methods	Building Solutions （性能要求を）満たすものとみなされる規定 Deemed-to-Satisfy Provisions 代替の解 Alternative Solutions	Solutions 許容される解 （従来の仕様規定） Acceptable Solutions 代替の解 Alternative Solutions	Solutions （性能要求を満たすものであると）承認された仕様 Approved Documents 代替の方法 Alternative Ways

諸外国の建築基準の体系（主な建築規制対象項目）

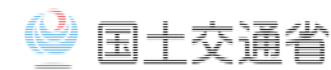
資料12-4

<凡例> ○: 建築規制で対象としている。 ×: 建築規制では対象としていない。

国・地域		日本	アメリカ (モデルコード)	オーストラリア (モデルコード)	カナダ (モデルコード)	イギリス (イングランド& ウェールズ)
規制項目						
構造耐力		○	○	○	○	○
火災安全	火災警報装置	×(消防法で規制)	○	○	○	○
	内装制限	天井及び壁	○	○	○	○
		床	×	○	○	○
	避難(防火区画、避難距離等)	○	○	○	○	○
	耐火性能	○	○	○	○	○
消火設備(消火器、スプリンクラー等)	×(消防法で規制)	○	○	○	○	
一般構造	居室の自然採光	○	○	○	×	×
	居室の換気	○	○	○	○	○
	空気質(規制されている化学物質)	○(建築規制では、アスベスト、クロルピリホス、ホルムアルデヒドを対象)	×(他法令)	×(州で異なる)	×(他法令)	○(建築規制では、ホルムアルデヒドを対象)
	隣戸との遮音	壁(横の遮音)	○	○	○	○
		床(上下の遮音)	×	○	○	○
	天井高	○	○	○	○	○
	階段	蹴上げ・踏面の寸法	○	○	○	○
		手すりの設置	○	○	○	○
高所の手すりの設置	○	○	○	○	○	
建築設備	昇降機	○	○	○	○	×
	電気設備	○	○	×(州で異なる)	○	○
	給排水設備	○	○	○	○	○
	尿尿の処理	○	○	×(州で異なる)	○	○
工作物 (安全性)	規模の大きな工作物(広告塔等)	○	○	×(州で異なる)	×(地方で異なる)	×(他法令)
	規模の大きな擁壁	○	○	×(州で異なる)	○	○
	遊戯施設	○	×(州で異なる) ※大半の場合、建築規制部局以外が所管	×(州で異なる)	×(地方で異なる)	×(他法令)
バリアフリー	×(ただし、義務基準は建築規制の中で審査)	○	○	○	○	
省エネ基準	×	○	○	×	○	

諸外国の建築基準の体系（既存建築物への適用）

資料12-5



	アメリカ (ロサンゼルス市)	オーストラリア (ビクトリア州)	イギリス (イングランド&ウェールズ)
基準 改正時	原則、遡及適用なし。 (一定の建築物は既存建築物向け基準※への適合義務あり。※煙感、スプリンクラー、エレベーター防火基準等) ただし、特に危険な建築物には改善・除却命令	原則、遡及適用なし。 (一定の建築物は特定の基準※への遡及あり。) ※煙感知器、ケア付住宅用スプリンクラー等) ただし、特に危険な建築物には改善命令	原則、遡及適用なし。 ただし、特に危険な建築物には改善・除却命令
増築	増築部分は、原則、新築基準を適用。 用途・規模に応じた耐火性能に関する構造区分は、建築物全体として新築基準に適合することが必要。 一体増築等の場合は、構造安全性の確認が必要。	増築部分は、原則、新築基準を適用。 (ただし、工事部分面積が既存面積の25%以下又は1,000㎡以下の場合、緩和あり) 既存部分は、次の場合、遡及。 ①3年間で床面積の50%以上の増築(緩和措置あり)、又は、 ②避難経路に影響が及ぶ	増築部分は、原則、新築基準を適用。 (ただし、1階の30㎡以下の温室、カーポート等には不適用) 既存部分は、次の場合、遡及。 既存部分の不適合の度合いが悪化するおそれあり
改修・ 模様替・ 修繕	次の場合、従前と同じ構造で可。 2年間の工事による価値増加が再建築価値の50%以内の場合 上記以外の場合、工事部分のみ新築基準を適用。 ※ 防火地域では異なる規制となる。	(下記の緩和措置で適用除外の可能性あり) 次の場合、工事部分のみ新築基準を適用(緩和措置あり)。 3年間で50%※未満の改修等 ※50%の算定方法は工事内容による。 ただし、避難経路に影響ある場合は、一部適用。 上記以外の場合、建築物全体に新築基準を適用(緩和措置あり)。	重要な改修等※でない場合、従前と同じ構造で可。 ※構造、防火避難、障害者アクセス等 次の場合、工事部分のみ新築基準を適用。 既存部分が悪化しないこと。 上記以外の場合、建築物全体に新築基準を適用
用途変更	遡及適用(ただし、安全上支障がない場合に緩和あり)	遡及適用(ただし、主事の承認による緩和あり)	重要な用途変更※の場合、遡及適用 ※規制免除用途から規制対象用途への変更等

注: 典型的なケースで記載している。